

仙台地方裁判所委員会(第41回)議事概要

1 開催

令和4年11月8日(火)午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

仙台地方裁判所第1会議室

3 議題

デジタル化の取組～より良い司法サービスに向けて～

4 出席者

(1) 委員

岩崎謙二、大森裕昭、小川直人、奥村秀定、小沼宗一、片野達也、加藤祐子、
後藤裕輔、佐々木宗啓、佐藤 憲康、三瓶淳、圓尾佳則、宮川宏
(五十音順、敬称略)

(2) 庶務担当者

高橋事務局長、平塚事務局次長

(総務課)

萩生総務課長、石井総務課課長補佐、有我総務課課長補佐、長島総務課庶務
係長兼広報係長

(民事部)

高林民事次席書記官

(人事課)

谷地田人事課長、木村人事課課長補佐

(会計課)

阿部会計課長、小松会計課課長補佐、

5 議事

(1) 開会

(2) 委員長の選任

委員の互選により、佐々木宗啓委員(仙台地方裁判所長)が委員長に選任された。

(3) 過去の委員会テーマに関する取組の報告

ア 前々回委員会「裁判所における効果的な採用広報について」での意見を踏
まえた取組の報告(木村人事課課長補佐)

いただいた意見を踏まえ、オンライン業務説明会の実施等に取り組んだ結

果、全国的に国家公務員の受験者が減少傾向にあると報じられている中で、受験区分を問わず例年並み又は例年以上の受験者を確保することができたことを説明した。加えて、今後の採用広報活動として、人事以外のイベントを利用したの裁判所の仕事の魅力アピール、SNS の利用、オンラインと参集型を組み合わせるの説明会等の実施を予定していることを報告した。

イ 前回委員会「調停制度の広報について」での意見を踏まえた取組の報告（長島総務課庶務係長兼広報係長）

調停委員の活動内容を広めることが重要であるとの意見を受け、新聞への元調停委員作成の寄稿文の掲載、模擬調停のテレビ放映、裁判所ウェブサイトにおける調停委員の活動内容の紹介、外部機関の訪問等の活動を行ったことを報告した。

(4) 議題に関する説明内容及び意見交換の要旨は別紙のとおり

6 次回期日等

- (1) 次回期日 令和5年5月19日午後1時30分
- (2) テー マ 未定(追って調整する。)

(別紙)

説明内容及び意見交換の要旨

第1 デジタル化に向けた取組の説明

職員から以下の点を説明した。

1 裁判所におけるデジタル化

裁判所のデジタル化の目的が、「より良い司法サービスの提供」であることを説明の上、裁判所が組織全体としてどのように取り組んでいるかを説明した。

2 民事訴訟手続のデジタル化

ウェブ会議の利用をはじめとする、民事訴訟手続におけるデジタル化の現状を、法改正及び利用者のメリットの視点から説明した。

3 ペーパーレスの取組

仙台地裁全体で行ったペーパーレス化推進月間の取組につき、取組の概要及び職員から出た工夫例を紹介した。

4 ウェブ会議の利用

人事課及び総務課におけるウェブ会議利用の現状と課題を説明した。

5 システムの電子化

会計課における新たなシステムの導入を例に、電子決裁の現状と課題を説明した。

6 その他のデジタルツールの活用

裁判所ウェブサイトの利便性の向上や事務の合理化の取組について説明した。

第2 意見交換の要旨

(◎委員長、○委員、□説明者)

1 民事訴訟手続のデジタル化について

(1) IT弱者への対応について

○ デジタル化が必要不可欠であることは大前提だが、国民の裁判を受ける権利の保障や、裁判の公開の要請に応えることも重要である。訴訟をしたくてもできないということがないよう、デジタル化についていけない人、特に年配者に対し、どう対処するのが課題ではないか。IT 弱者をデジタル化にいかにもスムーズに取り込むか、裁判所がどのような道筋を描いているか伺いたい。

□ IT リテラシーが低い方のためのアクセス方法については、当初から検討課

題としている。具体的な方向性は定まっていないが、弁護士会や司法書士会、法テラス等、各種専門機関や相談機関のサポートが選択肢にある中で、裁判所としても中立性に配慮しつつどのような役割を果たせるか検討中である。

◎ 現在、ウェブ会議や、Teams のチャット機能を試行しているが、原則として、双方に代理人がついている事件に限定して利用している。本人訴訟への反映は、国民への IT の普及を見ながら徐々に進めていくことになると思われる。IT 弱者への対応は、引き続き検討課題としていきたい。

○ 個別に事情を聴取し説明しても、なお IT への適応が難しいような IT 弱者からの相談は、今も多く寄せられており、そういった方への対応も課題である。

○ 医療の現場においては、新型コロナウイルスの流行に伴い、参集型の会議はほぼなくなり、ウェブ会議が主流となった。当初は参集型が良いと考えていたが、現在は、アフターコロナにおいても参集型はやめようとの考えが浸透しつつある。医療の IT 化も、マイナンバーカードと健康保険証の紐付けが定着しつつあるなど、順調に進んでいる。

他方、これから迎える後期高齢者社会に向け、引き続き課題はある。オンライン診療を進めようとしても、

① 連絡してもつながらないなど、ハードが良くても利用者は介助者がいないと使いこなせない。

② パソコンやタブレットは、白内障や緑内障の方にとっては画面が見にくい。

等の問題は避けて通れない。デジタル化にはメリットもあるが、高齢者が使いやすいシステムは残さなければいけないと考えている。

(2) 審理期間の短縮について

○ 改正民事訴訟法においては、6箇月以内に審理を終結させる手続(法定審理期間訴訟手続)があると聞いた。喜ばしいと思う反面、審理期間が長い原因が、それぞれの裁判官や弁護士が抱えている案件が多いことなのか、デジタル化が進んでいないことなのか、国民からは見えない。審理期間の短縮が、デジタル化によって達成できるものなのかが気になっている。

○ 6箇月という審理期間に縛られてしまうと、当事者視点では、準備期間が短くて大変だという思いもある。

□ 裁判の迅速化と質の向上に向けて、審理運営改善の取組を継続している。

◎ 6箇月というと劇的と思うかもしれないが、似たような制度として、原則3回の期日で審理を終える労働審判という手続がある。3回で審理を終えるには、裁

判官、代理人、本人がこれに向けて準備をする必要があるが、実務ではこの運用は定着している。これを考えれば、6箇月を原則とすることも不可能ではない。確かに裁判官は複数の事件を抱えており、制度の切り替え時には負荷が生じることはやむを得ないが、そこを超えれば順調に進むものと考えている。裁判官としても、記録を何度も見返すより、一定期間の間に集中して見る方が合理的であり、全体の負荷は軽減されるはずである。

- 全国で均質な司法サービスの提供ができるか、裁判を受ける権利の観点から不安がある。ある裁判所では認められる提出方法が、別の裁判所では認められない等のことがあっては、国民は混乱する。
- 法やそれに対応したシステム整備に基づいて、裁判所によってばらつきのない司法サービスの提供に向けた検討や準備をしている。
- ◎ 現在は、統一的なシステム構築に向け、全国で試行錯誤した結果を最高裁で吸い上げている段階である。

また、裁判官は全国転勤であり、各裁判所の実情を持ち寄って意見交換することで、全国でばらつきのない司法サービスの提供につながっている。システムを共通のものとし、運用する職員も混ざり合って知見を標準化することで、いずれかの裁判所が突出しているといった事態にはならないものと考えている。

仙台地裁は高裁所在地であり、人数も多いため多くの経験が蓄積されることから、得た知見を積極的に東北全体へ提供したり、各裁判所からのフィードバックを受けるなどし、更なる改善につなげている。このように、情報交換をこまめに行うことも、庁ごとの差をなくすことにつながると考えている。

(3) その他

- 民事訴訟のデジタル化には、非常に期待している。訴訟があるたびに、訴状や準備書面、その他の書面が、1案件ごとに大量に紙媒体でファイリングされ、これが連綿と保管されている。書類保管や機密文書管理は、電子でやり取りされれば時間、コスト的にメリットが大きく、実務的な視点から期待している。

2 ペーパーレスの取組について

- 組織内部のペーパーレス化を進めているが、紙文化はやはり根強い。電子化を進めたところ、結局レシート等の紙資料をスキャナーで読み取るなどの作業をしており、効率的とは言い難い。始めたばかりなので効果は検証できていないが、決裁の電子化も並行しないとなかなか進まないのではとの実感を持っている。紙を減らすというのは、一つの組織としての環境負荷軽減の目標でもある。

前年より紙の使用が増えていると、「減らそう」との意識が働く。

□ 裁判所内部でも、電子決裁ができる体制にはなっているが、現状、提出書面が紙だと、データ化する作業に手間がかかっている。できるところから電子決裁を進めてはいるが、全てがうまくできるかというところではない。

○ 地方裁判所委員会の開催準備に当たり、裁判所からの連絡は、従前は紙ベースだったところ、今回はメールでいただいたことに好印象を持った。

新型コロナウイルスの流行により、大学においても、デジタル化が進んだ面がある。学生がシステムを利用してレポートを電子データにより提出することに、当初は抵抗する教員もいたが、いつ誰が提出したかの確認が容易であるなど、利便性を感じ、現在では全教員が利用している。

他方で、ウクライナ侵攻に合わせて不正アクセスが増えたとの情報もある。セキュリティ対策や教育は重要である。

◎ 裁判所の事件で扱っているのは、正に個人情報の集まりであり、情報セキュリティ対策の確保のために、引き続き取り組んでいきたい。

○ 集約した情報を管理するため、ネットに接続できない閉じられたシステムを利用している。メールで送信されたデータは、一度紙媒体で出力して保存するとの手順を踏んでいるが、見直さなければならぬと考えており、裁判所の取組は参考になった。電子決裁に関しては、照会に対する回答案が「該当なし」の案件であれば、電子決裁が便利である。他方、数字の確認が伴う場合、紙媒体を目で見るのが依然として基本になっているが、それでもなお確認漏れがあるため、電子決裁は難しい。数値を入力すれば自動計算してくれるなどの、AI の発達に期待している。

○ 現在、決裁関係は、ほぼ電子決裁で行っている。開始当初は、「数字が見にくい」「参考資料が多数添付されている場合、ファイルを開くのが手間であり、何を見ればいいのか、何が論点なのかもわかりにくい。」など、抵抗感があった。しかし、このように抵抗感を持っている人の意見にこそ、改善に向けたヒントがある。

抵抗感を緩和するために、「添付ファイルを一つにまとめ、それを見るだけで説得力のある説明になるようにする。」「文字数を減らす。」「横長のファイルで文書を作成し画面で見やすくする。」などの工夫をするのが効果的ではないか。

○ 人事や労務管理は、組織が大きくなるほど大変になる。登庁簿や申請関係のデータ管理は、工夫次第で事務作業の軽減につながるものと思料するが、裁判所ではどのように対応しているのか。

□ 1週間分の登庁簿を1枚にしたり、申請関係についても可能な範囲でメール提

出を可能にしている。特に後者については、職員にとってもメリットの大きいものと承知している。他方、一部には紙での提出が必要なものが残っており、検討の途上である。

- ◎ 引き続き、サービスを提供する裁判部門と、これを支える事務局の両者が連動して、デジタル化の取組を推進していきたい。
- デジタル化というと、詳しい人以外が関心を持たなくなりがちだが、裁判所においては、職員間でコミュニケーションを取りながら推進体制を進めているように感じた。デジタル化を推進する中で、業務プロセスの見直しも行われるものと思料するが、その際は、費用対効果を意識し、業務に係る時間をどれだけ短縮できるかという視点が重要である。デジタル化できるところ自体は多くあるが、年に数回しか行わない業務を優先してデジタル化しても効果は薄い。
- 電子化を進める際には、データの保存方法も検討が必要である。映像アーカイブがビデオのまま残っている資料が多数あり、人力で電子化すれば数年単位で時間がかかる。一方で、外注すれば多額のコストがかかる。また、基本的にはクラウドに保存する方向で進むとは思うが、メディアに保存する場合、そのメディアは永遠に利用できるわけではなく、更新が必要になる。

裁判所には、大量の紙資料があり、保管は大変であろうと思う。電子化には人も費用もかかるところであるが、費用対効果では計れない歴史的に価値がある裁判資料については、デジタル化の中で適切に保存してほしい。
- ◎ 電子記録になれば、自ずと保存の問題は解決されるものと思うが、引き続き紙媒体で提出される資料も一部は残ると考えられるため、引き続き考えていかなければならない課題である。

3 システムの電子化について

- 会計課の取組において、新たな電子決裁システム(ELGA)の導入についての説明があったが、このシステムの開発庁が、デジタル庁ではなく財務省なのはなぜか。
- デジタル庁発足の前から財務省が開発しているものである。他庁では、既に導入しているところもある。
- ◎ 行政庁で広く利用されているものであり、新たに開発するのではなく、同じものを使った方が効率的であるからである。

本日いただいた貴重な御意見等を大いに参考にし、今後の取組につなげていきたい。